

令和8年8月4日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室

室長 中村 高康

監察監督官 大屋 季之

(電話) 045(211)7354

報道関係者 各位

神奈川県最低賃金額 54 円の引上げへ ー 本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申 ー

神奈川地方最低賃金審議会（会長 赤羽 淳）は、神奈川県労働局長（宿里 明弘）から神奈川県最低賃金の改正について、本年7月3日（金）に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時間額 1,279円 （現行 1,225円）
- 引上額 54円
- 引上率 4.40%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和8年10月1日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最低賃金額	1,071	1,112	1,162	1,225	1,279
対前年度上昇率	2.98	3.83	4.49	5.42	4.40
対前年度上昇額	31	41	50	63	54